

商工部会ロゴ使用規定

在ネパール日本人会商工部会
2018年2月12日

1. 会員（賛助会員含む）は、以下の条件を踏まえたうえで、登録した会社・団体のウェブサイトおよび名刺に、当会ロゴマークを使用することができる。
 - 1) ロゴマークデータは事務局へ依頼し、事務局はロゴを使用する会員企業を記録。
 - 2) 名刺およびウェブサイト以外の媒体への利用については、事務局を通して理事会に審議を依頼する。
 - 3) 商工部会の理念や規則に反しない利用を心がける。登録していない会社や団体の名刺等への流用は禁止とする。

2. 以下のいずれかに該当した場合は、商工部会理事より使用停止を依頼し、使用停止依頼を拒否した場合は、商工会規定に沿って処分され得る。
 - 1) 当部会を退会した場合。
 - 2) 長期に渡って会費を滞納した場合。
 - 3) 上記1の規定に反する利用が見られた場合。
 - 4) その他、理事会が不適切と判断した場合。